

高畠町農業委員会第20回総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日(月)午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(15名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員
	4番	高梨 修一 委員		5番	長谷川 みどり 委員
	6番	横山 裕一 委員		7番	齋藤 真徳 委員
	9番	黒田 雅幸 委員		10番	菅野 仁一 委員
	11番	高橋 稔 委員		12番	栗田 亮一 委員
	13番	安部 春一 委員		14番	庄司 和美 委員
	15番	萩原 拓重 委員		16番	高橋 正利 委員

4. 欠席委員(-名)

なし

5. 遅刻委員(1名)

8番 嶋津 功美 委員

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第30号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	22件
議第73号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件
議第74号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	7件
議第75号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	1件
議第76号	農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について……………	19件

議第77号 地域計画の策定に対する農業委員会の意見決定について…………… 1件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

事務局次長兼農地係長 山口 充

主 事 齋藤一哉

農地専門員 田村善次

農林振興課職員

主 任 平石哲哉

事務局長

では、ただいまより第20回高畠町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、よろしくお願
いいたします。皆様、ご起立ください。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。
本日の遅刻者について届出ありましたので、報告いたします。8番嶋津功
美委員から遅刻するというので報告いただいております。したがいまし
て、現時点で出席委員は16名中15名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長
が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願
いいたします。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農
業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させ
ていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、11番高橋 稔委員、12番栗田亮一委員をお願いいたしま
す。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長 次に、日程第3、報第30号「農地法第18条第6項の規定による通知について」22件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【報第30号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第30号を終わります。

議 長 次に、日程第4、議第73号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第73号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果報告】

議長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議長 ただいま議題となっております議第73号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議第74号「農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」7件を議題といたします。

これも担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第74号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第74号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 **【議第75号を議案書をもとに朗読】**

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。16番高橋正利委員。

16番 16番高橋です。

1月15日に萩原委員、二宮事務局長、山口次長、私の4人で現地調査を実施いたしました。

申請地は今回、議第75号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告があり、〇〇さんが昨年まで牧草を栽培しておりましたが、

合意解約が調っており、また事前着工もされていないことから、問題なしと判断してまいりました。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第75号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第76号「農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について」19件を議題といたします。

初めに、14ページの15番案件1件を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第76号、15番を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております1件の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に残りの18件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第76号、残りの18件を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、この貸し借りの賃料、これについては契約を結ばれる際、何か問題になったとか何か意見が出たとか、そういったことがございましたら、お聞かせ願いたいと思いますけれども、何もなければいいんですけども、何かなかったですか。齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 今回、右の備考の欄にちょっと書いているんですけども、期間満了による再契約と書いてあるところについては、中間管理事業を始めて10年なりまして、今回満了になる分が多数出ておりまして、その再契約ということで書かせてもらっているんですけども、従前の契約から同じ金額でということで契約されている方が全員でして、特に問題等は出ておりません。

以上です。

議 長

分かりました。

そのほか何かありましたら。15番萩原委員。

15番

15番です。

参考までに聞かせていただきたいんですけども、3条の契約ですと、自動更新で契約更新になっていくという形なんですけど、中間管理事業の場合というのは、事務的な手続を必ず踏んでということで再契約ということになるのでしょうか。

議 長

齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 萩原委員のおっしゃるとおり、10年で期間が終わって契約は更新されませんので、改めて再契約していただいて、再設定という形になります。

以上です。

議 長

そのほか、ございましたら。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議長 ただいま議題となっております18件の案件について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後1時55分 再開

議長 それでは、再開いたします。

議長 次に、日程第8、議第77号「地域計画の策定に対する農業委員会の意見
決定について」1件を議題といたします。

この案件については農林課から出席いただいておりますので、平石主任の
説明を求めます。・・・平石主任。

番外 《平石主任》 農林課の平石です。本日はよろしく申し上げます。

それでは、農業経営基盤強化促進法第19条第6項において、地域計画を
定めまたは変更するときは、関係機関からの意見を聴取することになってお
りますので、私のほうから地域計画の説明をさせていただきたいと思いま
す。

地域計画については、地域における農業の将来の在り方について話合いの
場を設けて、その結果を踏まえて、農地の効率的かつ総合的な利用を図るた

めに、地域計画を策定することになっております。

農業委員の皆様におかれましては、話合いの場において議長という大役を務めていただきまして、大変ありがとうございました。皆様のご協力のおかげで、地域計画案のほうを作成することができました。

事前にお送りしていた資料の中で、左上に別紙で地域計画と書いてあるものがあると思うんですけども、こちらのほうが実際に地域計画を公告するためのものになります。この地域計画と、あと目標地図をお渡ししていたと思いますけれども、この2つがセットとなって地域計画になります。

それとは別の冊子として、地域計画概要版というものもお送りしていたと思うんですけども、こちらが全部の地域計画を1つに簡単にまとめたものになります。今日は、こちらの概要版を基に説明させていただきたいと思います。

1 ページ目をご覧くださいと思います。

1、地域における農業の将来の在り方、(1) 地域計画の区域の状況ということで、こちらの部分が地域計画のほうの一番最初の説明になります。

まず、地域計画の数だったんですけども、14地域計画あります。人・農地プランのほうは14件ありまして、地域計画のほうはその人・農地プランをベースとして話合いのほう進めてまいりましたので、それと同じ数の上限地域計画になります。

その脇に行きまして、①区域内の農用地等面積についてです。こちらのほうの区域というものが、話合いの場において一番最初の行程として、参加者の皆様からエリアの確認をさせていただいたんですけども、そのエリアが区域になります。

農用地等面積というものが、下の四角の点線のほうに、①のほうに記載させていただいております。農地台帳上の現況面積や農地(田んぼ、畑、樹園地)の面積になります。こちら、それぞれの地域計画の農用地等面積が分かるような表になっておりまして、区域内の農用地等面積、地域計画全体でいいますと、4,638ヘクタールになります。

その脇に行きます。②担い手の面積です。こちらのほうは、下のほうに説

明だけあるんですけれども、担い手の範囲ということで、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者が担い手に当たります。こちらのほうも、それぞれの地域計画の担い手に集積されている面積が書かれておりまして、地域計画上の担い手の面積が2,042ヘクタール集積されております。

その脇に行きまして、③番、現状の集積率についてです。こちらのほうも下に計算方法を載せておるんですけれども、分母のほうに区域内の農用地等面積、分子のほうに担い手の面積に100掛けた分が、現状の集積率になります。こちらについては、地域によって数値のほうはばらばらなんですけれども、樹園地が多かったり、あとは条件的に不利な地区、エリア、あとは担い手が少なかったりするようなどころについては、集積率が低い傾向にあります。

その脇に行きまして参考の部分、こちらのほうは6ページ目で説明させていただきますので飛ばします。

その脇の部分、将来の目標とする集積率、こちらのほうについては一律で80%と設定しております。こちらの部分に関しては、地域計画に関連する補助事業のメニューが出てきておりまして、そのメニューの要件として、この将来の目標とする集積率が80%以上という縛りが入ってきております。80%以下に設定してしまうと、そもそもその補助事業の要件を満たさなくなってしまう、応募することができなくなってしまうため、この部分は80%でさせていただきたいと思います。一応、話合いのときに、この部分の80%ということで、参加者の方からは同意を取っていたところではあります。

続きまして、2ページ目になります。

(2) 地域農業の現状及び課題になります。こちらの部分に関しては、人・農地プランの際にも同じような設問がありまして、その部分を引用させて頂いて計画として載せてあります。話合いの部分で、新たに課題などを発言していただいた場合は、その部分を新たに盛り込んだ形で計画のほうをつくっております。こちらに関しては農業委員さんには、話合いの際に確認してもら

っている部分なので、一つ一つ読み上げたりはしませんが、どの地域にも共通して言える部分が、担い手が少ないということと、あと高齢化が進んでいて、耕作放棄地の拡大が懸念されるという部分、あとは有害鳥獣の被害が増えているという部分、あとは耕作している農地が分散していて作業効率が上がらず、面積拡大することが難しいという部分が多く見られる内容となっております。

続きまして、3ページ目になります。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産・栽培方法)についてということで、こちらの部分については、地域において、どのようなものを作って所得向上等につなげていくかを書くものになります。こちらについても、農業委員の皆さんが話し合いの場で確認していただいた部分なので、一つ一つ説明はしませんが、どの地域にも共通して言える部分は、新たな作物を導入するというよりは、今まで作ってきたものをそのまま継続して作っていくというものが計画として載っております。

あとは、糠野目のほうでは今後、千代田地区のほうで基盤整備事業を実施するというので、高収益作物等の栽培を検討するというので、取組内容として入っております。

続きまして、4ページになります。

農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な運用に関する目標ということで、下の(1)から(3)まで目標を立ててもらうことになります。

(1) 農用地の効率的かつ総合的な運用に関する方針については、全地域共通して農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業の支障がない範囲内で農地利用を進めていく。

(2) の担い手に対する農用地の集積に関する目標の部分については、1ページ目のほうで現状の集積率と目標の集積率の部分が入ってきます。

(3) の農用地の集団化に関する目標、こちらの部分についても全地域共通で担い手が耕作している農地を中心に、農地化を進めていくとなっております。

その下に行きまして、3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため取るべき必要な措置ということで、2という部分が、今、(1)から(3)まで掲げた目標のことを言います。

必要な措置ということで、(1)農用地の集積・集団化の取組ですが、全地域共通して担い手を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進めていく。

あと、高島1地区と糠野目1地区のほうでは水系ごとに農地を集積していく、亀岡のほうでは水稻、大豆の土地利用型農業を営む形態については集積・集約を進め、農地の受け手として規模拡大を目指していくとなっております。

(2)農地中間管理機構の活用方法ですが、全地域共通して、地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。

(3)基盤整備事業への取組ですが、全地域共通して農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、活用可能な土地改良事業を検討する。糠野目2と入生田・船橋で、千代田地区と亀岡西のほうで基盤整備事業を取り組む予定ということで記載させていただいています。小其塚のほうでは、基盤整備を行ったことにより労働時間が短縮し、低コスト化が図られているとなっております。

(4)多様な経営体の確保、育成への取組ということで、全地域共通して入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。高島2のほうで法人化、組織化など地域農業を維持し、かつ雇用を生み出すような取組も考えていく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組ということで、全地域共通して、地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制をつくる。糠野目2のほうでは、ホールクロップの収穫・調整作業は福沢機械利用組合に委託するとなっております。

5ページ目、お願いします。

今説明した（１）から（５）以外で、こちら５ページ目の下側に記載事項にある①から⑩の取組を農業委員が記載することができることになっております。こちら、取り組む際は番号を記載して、その内容を書くということで、大体共通した番号を選択している地域が多いです。

①の鳥獣被害対策の部分、あと②の有機・減農薬・減肥料の部分、あとは保全管理等々ということで、多面的組織などをつくっているところについては⑦を選択しております。

あと、⑩その他ということで、伝統的食文化の継承に取り組んだり、あとは６次化の取組を拡大するようなどころについては⑩は選択しているところ です。

６ページ目、お願いします。

地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置づけていない）ということで、こちら目標地図というものが事前にお渡しした資料にあると思うんですけども、１０年後、誰がどこで耕作していくかを見える化したものになります。こちら、目標地図に位置づける者については認定農業者、認定新規就農者、あと基本構想水準到達者、利用者の４つの属性の方を目標地図に位置づけております。利用者というものなんですけれども、目標地図に位置づける者については、人・農地プランの中心形態の方を基本として位置づけてお りまして、中心形態の中で認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者以外だった中心形態の方を利用者として位置づけております。こちら、それぞれの地域計画の目標地図に位置づける者の人数と面積のほうが見えるよ うな表になっております。

すみません、１点訂正お願いしたくて、この表の一番右下の合計の部分の面積と人数のほうが誤っておりまして、人数のほうが７６０になります。面積のほうが２，３２４ヘクタールです。こちらの人数の捉え方なんですけれども、複数の地区をまたがって耕作している方などは複数の目標地図に位置づけられるような形になると思うんですけども、それぞれに１がカウントされております。例えば、〇〇さんだったら糠野目１、糠野目２、小其塚、あと入生田・船橋に目標地図が載っておりますので、それぞれに１がカ

ウントされている、認定のところに1がカウントされているような見方になります。

あと、目標地図のほう、こちら見ていただきたいんですけども、赤の点線の部分、こちらがその地域計画の区域になります。色が塗られて数字が印字されている部分、こちらの部分が目標地図に位置づけられている方が耕作している場所になります。白で上塗りされている部分が、現在耕作者が決まっていなくて、今後検討中とさせていただいている部分になります。

数字の部分が実際、誰が耕作しているのかというのを分かるためには、別紙の地域計画のほうを見ていただきたいんですけども、そちらの表紙の次の次のページの裏面のほうに、目標地図に位置づける者の一覧が載っていると思います。そちらのほうの属性と、あと氏名、あと現在と10年後と分かれておりまして、10年後のところの備考の脇のところ、目標地図上の表示ということで数字が振ってあると思います。こちらの数字の部分と、こちらの目標地図の数字がイコールになっている、そういう見方になります。こちら、目標地図のほうは基本、現状地図で作らせていただいております、今後、新規就農者、あとは耕作者の変更などにより地域計画は変更する場面も出てくるかと思えます。変更のやり方については、まだ国のほうから詳細な部分が示されていないで、まだ決めかねているところなんですけれども、何かしらときに農業委員さんのほうで、またお力添えをいただくことが出てくるかもしれません。その際には、ご協力のほどよろしくお願いします。

本日ですが、確認していただきたい点として、協議の結果を踏まえた内容になっているか、あと目標地図もそれを踏まえた内容になっているか、この2点について確認をお願いしたいと思います。私からは以上になります。

議長

以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。14番。

14番

14番です。

質問したいことがあるんですけど、まずこれ目標地図なんですけれども、

この地図は、何年の何月現在の地図なのかどうか教えていただきたいことと、それと白の部分が、担い手のほうがまだ決まっていないということなんですけれども、入作でもう既に耕作している方いらっしゃるんですけれども、その方は集積率の中には入れてはいけないんでしょうか。その辺お願いします。

議長

平石主任。

番外

《平石主任》 こちら目標地図に関しては、去年の10月を基準日として作っております。

あと、現在、この地図上は白になっているけれども、現在、入作として入っているということですかね。（「はい」の声あり）

それについては、今は反映されていないと思うんですけれども、地域計画の変更によって、今、入作になっている方を新たに入れ込む作業が必要になってきます。いつ変更するかについては、今現在、国のほうで詳細なことを示されていないくて、まだこっちの内部としても、どのように変更していくかというのは決まっていないんですけれども、国からの詳細が来次第、内部で話し合っ、どう変更していくのか考えていきたいと思ひます。（「よろしくお願いします」の声あり）

議長

そのほか、気づいたことがございましたら。

気づいたところではないんですけれども、では私から。一番最初の概要版の区域内の農用地面積、これ4,638.3の内訳、3つほどあったと思ひますけれども、田んぼ、畑、果樹園、これ教えてください。

番外

《平石主任》 実際に地域計画のほうに載っている内訳というものが、農業振興地域のうちの農用地区域内の農地面積の内訳になっていまして、ここに記載されている部分の区域内の農用地等面積の内訳は、今の段階でちょっと出していないくて、後でお伝えする形でよろしいでしょうか。

議 長

数字的にずれているなどと思って、ちょっと明細分かればということで、後でお願いします。

ということは、最後に、農林課から2つほど問いかけありましたけれども、委員会からの意見ということで、最後、2点言われましたよね。あれ、もう一つゆっくり、1つずつやっていきたいと思いますから、よろしくちょっと、もう一回。これ、流れはあるの。

番 外

《平石主任》 まず1つ目として、協議の結果を踏まえた内容になっているのかということで、協議、どの地区も1回以上はさせていただいたんですけども、その内容が、実際の地域計画に反映されているのかという部分が1つ目、あと2つ目としては、目標地図の素案を踏まえた内容になっているか。

目標地図というものは、目標地図の素案というものは農業委員会のほうでつくっていただいたんですけども、そちらのほうを踏まえた内容になっているかということで、実際に話合いのほうでは、参加者の方から付箋を貼ってもらって実際に農家さん、誰が作っているのかとか見てもらったと思うんですけども、その部分がちゃんと地図上に反映されているかという部分を見ていただければと思います。

議 長

半ピラの紙の裏面に、その辺の説明があったことで、内容が協議の中でされたかどうか、それに基づいて地域計画がつくられたかということの確認ということで皆さんからのご意見をいただきたいと、こういうことになろうかと思えますけれども、各地域様々ありますけれども、これを踏まえて踏襲されまして、つくられたという内容で問題ないということであれば、今日の計画の意見ということは了承されるということで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　では、そんなようなことでありますので、今後これを基にひとつ、先ほ
ど言われました意見等も踏まえまして、今後、目標地図に向けて最終段階
に入っていたきたいと思えます。ありがとうございました。

議 長 　　それでは、ここで暫時休憩いたします。
農林課の職員が退席されますので、よろしく申し上げます。ご苦労さま
でした。

午後 2 時 2 2 分 　　休憩

午後 2 時 2 3 分 　　再開

議 長 　　それでは、再開いたします。

議 長 　　報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、二宮局長。

番 外 　　《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7 番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

1 1 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。1 3 番安部春一理事。

1 3 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、土地改良区理事報告。3 番山田文則理事。

3 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。

以上の会議の顛末を記し、その相違ないことを記するために議長は、議事録署名委員と共に署名をする。